新潟県の NOSAIがひとつに

令和3年4月1日を目指して 1組合化に向けた協議を進めています。



1県1組合化のメリットを最大限に生かし、 農家・地域への貢献と農業保険を強力に推進できる 「新しいNOSAI」を目指します。

合併の主要基本事項

1 合併の方法

新潟県農業共済組合と中越農業共済組合が対等な立場による新設合併とします。 その後、新組合は連合会の権利義務を承継し、特定組合となります。

2 合併の期日

令和3年4月1日を目途とします。

3 新組合の名称

「新潟県農業共済組合」とします。

4 役員・総代

役員定数は理事22人、監事3人の合計25人体制とします。 総代定数は296人とします。

(現在、NOSAI新潟県とNOSAI中越を合わせて、理事46人、 監事6人、総代366人となっています。)

5 NOSAI部長数

NOSAI部長は、集落・組合員とNOSAIを結ぶ大切なパイプ役を果たす重要な役割を担う者であることから、現状の維持を基本とし、集落等ごとに置きます。

組 合 名	NOSAI新潟県	NOSAI中越	合 計
NOSAI部長数	4,473人	1,234人	5,707人

6 損害評価会(部会)及び損害評価員

損害評価会に農作物共済水稲部会、農作物共済麦部会、家畜共済部会、果樹共済部会、 畑作物共済部会、園芸施設共済部会及び任意共済部会の7部会を置きます。

損害評価員は、NOSAIの使命である損害評価の役割を担う者であることから、現状の維持を基本とします。ただし、制度改正に併せ、損害評価員の任務を適正に遂行するための必要な員数について、見直しを検討します。

7 職員数

合併期日現在在職の組合職員及び連合会職員を承継します。

(令和2年4月1日現在の職員数)

組合等名	NOSAI新潟県	NOSAI中越	連合会	合 計
職員数	199人	57人	37人	293人

8 事業推進体制

現状の維持を基本とします。なお、合理化・標準化を図るため、地域事情等を踏まえ、事業推進体制のあり方を検討します。

9 事務費賦課単価

新組合設立後の業務収支予算見込みを勘案した上で、現在の組合の最低の賦課単価に 統一することを含めて検討します。

10 事業奨励措置

事業奨励措置は統一化することを基本とします。なお、統一化にあたり、現在の組合の推進体制の相違等により事業奨励措置の方法に較差がある場合は、当分の間、平均的に同程度の組合員サービスの提供となるように調整します。

11 損害評価体制

現状の維持を基本とします。なお、合理化・標準化を図るため、 制度改正等を踏まえ、損害評価体制のあり方を検討します。

12 損害防止事業

現状の維持を基本とします。なお、合理化・標準化を図るため、 地域事情等を踏まえ、損害防止事業のあり方を検討します。

13 事務所の設置

組合、連合会の現状を踏まえ、本所、支所及びセンター、連絡所 を設置します。

14 家畜診療所の体制

家畜診療所は、その運営において地域とのつながりが強固であることを考慮し、当分の間、診療区域を含めて現状の維持を基本とします。

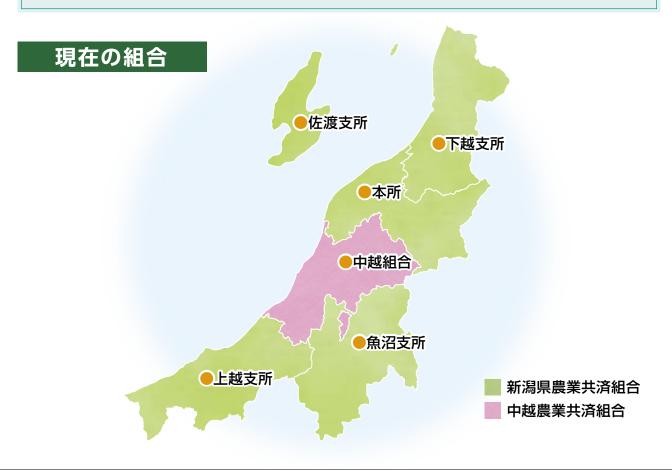


今後の主なスケジュール

- 令和2年 5月 通常総代会で新組合設立に係る経過報告と基本事項等の説明
 - 10月 合併予備契約書及び付帯する事項の覚書の調印
 - 11月 臨時総代会で合併の決議、合併予備契約書及び付帯する事項の覚書の承認、設 立委員の選任

1県1組合 (特定組合) 化のメリット

- 財政基盤の強化と危険分散を図ることで、大災害においても十分な共済金を早期にお 支払いできます。
- ●業務の集約による職員の有効活用によって、農業者の皆さまに対するサポートが手厚く なります。
- ●組織の合理化、事務の効率化によって、将来にわたり安定的に農業保険を提供できます。 また、共済掛金や事務費賦課金等の低減により、農業者の皆さまの負担軽減につながり ます。





新潟県特定組合化推進協議会

新潟県農業共済組合 本所 ☎025-282-9292

下越支所 ☎0254-33-3901 佐渡支所 ☎0259-63-4121 魚沼支所 ☎025-792-7077 上越支所 ☎025-525-1130

中越農業共済組合 全0258-36-8022 新潟県農業共済組合連合会 ☎025-266-4141